

令和5年度企業×ふくしま未来共創事業業務委託仕様書

1 趣旨

本仕様書は、福島県が受託者に委託する令和5年度企業×ふくしま未来共創事業に係る業務を円滑かつ効率的に行うために必要な事項を記載したものであり、受託者は、本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症を契機として、首都圏を中心にテレワークが急速に拡大し、首都圏で生活することの意義が薄れ、テレワーカー等の地方への関心が高まりを見せている。加えて、企業としてはテレワークの普及により、現場に行く機会が失われ、地方を含めた市場の現状等を実感し学ぶ機会の喪失に危機感を抱き、地方と関わるきっかけを探している状況にある。

一方、本県においては急速な人口減少・高齢化により、地域の担い手不足という課題に直面している。このため、テレワークに積極的な首都圏企業との協働により地域課題の解決に取り組む等を通じて、企業と地域との接点をつくり、新たな人の流れを創出することにより、地域活性化及び関係人口創出・移住促進を図ることを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 県外企業の募集及び滞在の支援等

① 業務内容

- ・テレワークに積極的な首都圏企業との協働により地域課題の解決に取り組む等を通じて、企業と地域との接点をつくり、新たな人の流れを創出することにより、地域活性化及び関係人口創出・移住促進を図るため、当該取組に参加する県外企業及び県内地域の募集やマッチング、県外企業の県内滞在中の支援等を行うこと。

② 対象企業・実施企業数

- ・地方でのテレワークや地域課題解決に積極的であり、地方創生に関心が高い首都圏等の企業とし、10社以上とする。
- ・なお、「令和4年度地方創生テレワーク推進モデル事業」（本事業の前身事業）において本県でテレワークを実施した県外企業が今年度も継続して実施する可能性があるため、対象企業の選定にあたっては、委託者と協議の上、決定すること。
- ・特定の企業規模に偏ることなく、実施企業を確保するよう努めること。

③ 参加企業の募集

- ・次の3つの手法により企業の募集を行うこと。
 - i 受託者の有するネットワークを活用した募集
 - ii 県と合同での企業訪問
 - ・30社以上の企業訪問を行うこと。ただし、(1)②で定める実施企業数や(1)⑥で定める合計泊数を超えるおそれがある場合は、この限りではない。
 - ・原則として、企業との調整は受託者が行うこと。
 - iii イベント出展又は独自イベントの開催
 - ・企業と地域とのマッチングを目的とした他団体主催イベントへの出展又は独自イベントを1回以上開催すること。
- ・県地域振興課では、移住促進・関係人口創出を目的として、本事業のほかにも企業を対象とした事業を展開しているため、状況に応じて他事業と連携した募集活動を行うこと。

- ④ 対象地域
- ・ 県外企業の協力による地域活性化を希望し、県外企業との継続的な関係性の構築を求める県内市町村や地域を確保すること。なお、地域活動団体や集落等との交流が見込める地域を選定すること。
 - ・ 対象地域の選定にあたっては、委託者と協議の上、決定すること。
- ⑤ 地域課題等
- ・ 当該地域で県外企業が取り組む地域課題等について、県内の地域側においては地域活性化に、県外企業においては地方の人材との交流による社員の成長や地域資源を活かした新規事業の立ち上げ等に資するものとし、参加企業のニーズを踏まえたものとする。
- 【地域課題の例】
- ・ 伝統芸能の継承
若者の減少により伝統ある踊りが継承の危機にあるため、対応策を検討する。
 - ・ 地域の特産品のブランド化
地元特産品のブランド化のため、企業が持つ技術を活かして支援する。
 - ・ 子ども達へのIT教育
地域でIT教育を行える人材や教材がないため、人材育成等を行う。
 - ・ 農作業の支援
高齢化により農作業が大変になってきているため、農作業を手伝う。
 - ・ 集落の清掃活動等の支援
集落の住民が安心して暮らせるよう、集落道の草刈りや水路の清掃を行う。
 - ・ 県内企業の悩みの解決
県内企業が抱える悩み等を副業で携わることで解決を行う。
- ⑥ 参加企業の滞在期間等
- ・ 参加企業の合計泊数は延べ1, 500泊程度とすること。
 - ・ 1社あたりの滞在期間については、概ね30泊以上とすること。ただし、滞在期間は連続していなくても構わない。なお、この場合の滞在期間の考え方は延べ滞在数とする。また、滞在する社員は同一企業内であれば入れ替わりでも構わない。
 - ・ 上記に関わらず、視察等のために企業が短期間で滞在する場合であっても、本事業で支援することは妨げないが、仕様書3(1)②で定める実施企業数10社には含まないものとする。
 - ・ 滞在中のプログラムについて、地域交流とテレワークを組み合わせたものとする。
- ⑦ 参加企業や受入地域等との調整
- ・ 参加企業や受入地域の市町村・団体、宿泊場所等との調整全般については受託者が行うこととし、委託者が協力するものとする。
- ⑧ 参加企業負担金
- ・ 参加企業が本県に滞在する際の交通費、宿泊費、地域課題解決に要する費用については、原則として委託料の範囲で対応すること。ただし、宿泊費に飲食代が含まれる場合は、当該飲食代を除いた額を支援すること。
 - ・ 上記費用については、受託者が支払先に直接支払うこと。
- ⑨ その他
- ・ 参加企業へのアンケート調査等により、本事業の効果検証やブラッシュアップを行うこと。

(2) 成果報告会開催

① 業務内容

- ・本事業の県内への横展開を図るため、県内市町村職員や地域団体等を対象とした成果報告会を開催すること。

① 開催回数

- ・1回とする。

② 対象者

- ・県内の市町村職員や地域団体、県外企業等とする。

③ 開催場所

- ・県内での開催とするが、オンラインでも参加できるようにすること。
- ・会場との調整は受託者が行うこと。

④ 参加目標

- ・50名以上とする。

⑤ 内容

- ・参加企業による活動内容の発表
- ・受入地域による成果発表
- ・意見交換、交流など

4 実施体制・業務主任等

- (1) 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するため、本委託業務に関する企画運営及び情報発信等に必要な実施体制及び人員を確保すること。
- (2) 受託者は、本委託業務全体に対して、主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、委託者との協議や打ち合わせ等に出席させるものとする。
- (3) 原則として、2週間に1回以上、委託者との打合せを実施すること。

5 委託料に含まれる経費

委託料には、本委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、委託業務実施に係る委託者の旅費及び委託者が行う広報経費等は除くものとする。

6 成果品（実績報告書）の提出・帰属

(1) 成果品の提出

受託者は、業務終了後、速やかに次の成果品を提出すること。

①本委託業務についての実績報告書 2部

- ・各業務に係る実績報告書の内容については、別に定めるとおりとする。

②電子データ（写真等）

(2) 成果品の帰属

- ・本委託業務に関する一切の成果は、委託者に帰属するものとする。

7 その他の留意事項

(1) 計画準備

- ・本委託業務を円滑に実施できるよう、必要な各工程の基本的方針を定め、計画、準備を行うこと。

(2) 連絡調整・協議打合せ

- ・本委託業務が円滑かつ計画的に進むよう、委託者と受託者は、適宜、連絡・調整を行うとともに、必要に応じて協議打合せを行うものとする。

- ・なお、外部からの有識者を交えての協議を行う場合、これに係る謝礼、費用弁償等の経費は受託者の負担とする。
- (3) 秘密の保持
- ・受託者は、本委託業務において知り得た情報を委託者の許可なく、契約期間中はもとより、契約期間終了後においても他に漏らしてはならない。
- (4) その他協議
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により。やむを得ず業務内容を変更する場合は、委託者及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。
 - ・本仕様書に定めがない事項、又は、仕様について生じた疑義については、委託者及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。